指定入札機関における 情報漏えい再発防止策の実施と 入札システムの再開について (報告事項)

2020年4月 資源エネルギー庁

(1) 指定入札機関における情報漏えいに係るこれまでの経緯

- 11月28日(2019年度下期の札入れ期間中)、指定入札機関が行う入札業務において、HP上で特定の操作を行った場合に、他の入札参加者の情報(出力(容量)・入札価格等)へアクセスできる状態となっていることが、入札参加者からの通報により判明。
- 事案の発生を踏まえた経緯は以下のとおり。
 - ▶ 11月28日:指定入札機関は、通報を受け、直ちにシステムを停止。
 - > 11月29日: 再工ネ特措法に基づき、**経済産業大臣は指定入札機関に対して、原因の究明と再発 防止策を講じること等を命令**するとともに、事案の発生を公表。
 - > 12月20日:経済産業大臣による命令に応じ、**指定入札機関から経済産業省に対して、原因と再 発防止策等に関する中間報告**を提出。
 - > 12月23日:調達価格等算定委員会にて、<u>暫定的な対応として、指定入札機関が紙による入札を</u> 行う形式により、速やかに2019年度下期入札を再開することを決定。
 - ▶ 12月26日~1月20日: 紙による入札を行う形式により、2019年度下期入札を実施。
 - ▶ 2月4日:調達価格等算定委員会にて、令和2年度の調達価格等に関する意見がとりまとめられ、 2020年度の入札実施スケジュールが決定。
 - > 4月23日:経済産業大臣による命令に応じ、**指定入札機関から経済産業省に対して、内部調査委 員会による調査結果及び再発防止策の実施状況に関する報告**を提出。

(参考) 中間報告における原因究明と再発防止策

第52回調達価格等算定委員会(2019年12月23日) 資料1より抜粋

- 今回の情報漏えい事案を踏まえ、再工ネ特措法に基づき、11月29日に、経済産業大臣は指定入札機関に対して、原因の究明と再発防止策を講じること等を命令した。
- この命令に応じて、12月20日に指定入札機関からなされた報告の概要は以下のとおり。
 - > 今回の情報漏えい事案の原因は、**2018年4月**にリリースされた指定入札機関の委託先であるシステム会社でのシステム改修に関して、その再委託先において、**当該ページにアクセスする権限 を有する者の設定を誤ったという人為的要因によるミスであった**。
 - このため、再発防止策として、指定入札機関が委託したシステムの適格性を十分に確認できるよう、①チェック方法の標準化、②チェック体制の整備を通じて、ITガバナンスを強化する。また、原因となった情報システムに他のバグはないかといったセキュリティ面からの徹底検証を行う。こうした措置には、専門的な知見が必要となることから、情報セキュリティの専門家の助言を得つつ進めていく。
 - ▶ 一方で、情報システム関係(システム開発会社の工程管理・システムテストの実施不備等) が問題であり、それ以外の入札業務全般については、監事を委員長として指定入札機関において設置された調査委員会による区分経理・内部監査体制等の組織運営・秘密保持・ガバナンス体制等の確認の結果、特段の問題が確認されていない。
 - ▶ 以上を踏まえれば、指定入札機関としては、情報システムによらない方法(例:紙による入札)であれば、入札業務を実施できると判断している。

(参考) 入札の再開(入札実施主体と実施方法)

第52回調達価格等算定委員会(2019年12月23日) 資料1より抜粋

- 2019年度下期入札(太陽光第5回・バイオマス第2回)については、当初予定した札入れ期間が11 月21日~12月6日であったところ、今回の情報漏えい事案を踏まえ、11月28日以降、札入れを停止 している状況にある。
- 仮にこのまま入札が実施されなければ、
 - ▶ 2019年度下期入札での落札を念頭に事業計画を組成していた再工ネ発電事業者にとっては、事業形成に遅れが生じることとなる(実際に、複数の入札参加者から指定入札機関に対して、早期に入札を再開すべきとの要望がなされている)とともに、
 - > 500kW以上の事業用太陽光発電について、2019年度認定として想定していた容量のFIT認定取得がなされず、**日本全体の再生可能エネルギーの導入を遅らせる**ことにもなり得る。
 - > さらに、本委員会において、**2020年度の事業用太陽光発電の調達価格や入札対象範囲**については、2019年度下期入札の結果を踏まえて決定するとしているところ、**決定に当たって考慮すべき情報が得られない**ことにもなる。
- こうした中で、今回の情報漏えい事案に関して指定入札機関からは、**情報システム関係**(システム開発会社の工程管理・システムテストの実施不備等)が問題であり、それ以外の入札業務全般には特別の問題が確認されていないとの報告がなされていることを踏まえれば、情報システムによらない方法(例:紙による入札)であれば、入札業務を実施できる状況となっている。
- 以上を踏まえ、入札参加者の事業形成スケジュール等に大きな影響を与えることなく、同時に、適正な入札を実施するため、情報システムのセキュリティ面での検証が済むまでの暫定的な対応として、指定入札機関が紙による入札を行う形式により、速やかに2019年度下期入札を再開する(既に札入れ済の者は、再度札入れを行う)こととしてはどうか。
- (※)なお、今回の情報漏えいを踏まえて入札を取りやめる入札参加者について、既に第1次保証金を納付済の場合にあっては、入札結果の公表を待たずに、速やかに当該第1次保証金を返還することとしてはどうか。
- (※)情報システムによらない方法によって入札業務を実施するためには、「入札業務指針」を改正する必要。

(2)入札システムの再開について

- 今般、業務改善命令に対する最終的な回答として、指定入札機関(一般社団法人低炭素投資促進機構: GIO)より原因究明と再発防止策を講じた旨報告を受けた。
- 具体的な内容は、以下のとおり。
 - 本事案を受けてGIO内に内部調査委員会を設置し、外部委員として独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンターの職員も参画して、徹底的な調査を実施した。
 - ▶ 再発防止策として、以下の措置を実施し、入札システムの安全性を確保した。
 - ① 入札システム自体への対策 第三者機関による脆弱性診断を行い、セキュリティに問題がないことを検証。 セキュリティをさらに強化すべく、アクセス制御等の機能改修を実施。
 - ② チェック体制の整備とチェック方法の標準化 システム開発・運用における、GIOとシステム開発会社の<u>役割分担を明確化</u>。その上で、今後の開発・改修にあたって、<u>プロジェクト計画書を策定</u>。
 - ③ GIOのITガバナンス体制の強化 システム開発とガバナンス強化についてサポートを得るため、**ITコンサルタントを起用**。
- 上記GIOからの報告について、情報セキュリティの専門家の助言を得つつ、徹底検証や再発防止に向けた取組がなされている点を踏まえれば、GIOの情報セキュリティ及びITガバナンス体制が改善され、システムによる入札を適切かつ着実に実施することができる体制が整ったと認められる。
- このため、**2020年度の太陽光発電設備第6回入札より、入札システムを再開**することとする。